

I. 経営事項審査制度の概要について

1. 経営事項審査とは

【1】経営事項審査とは（建設業法第27条の23）

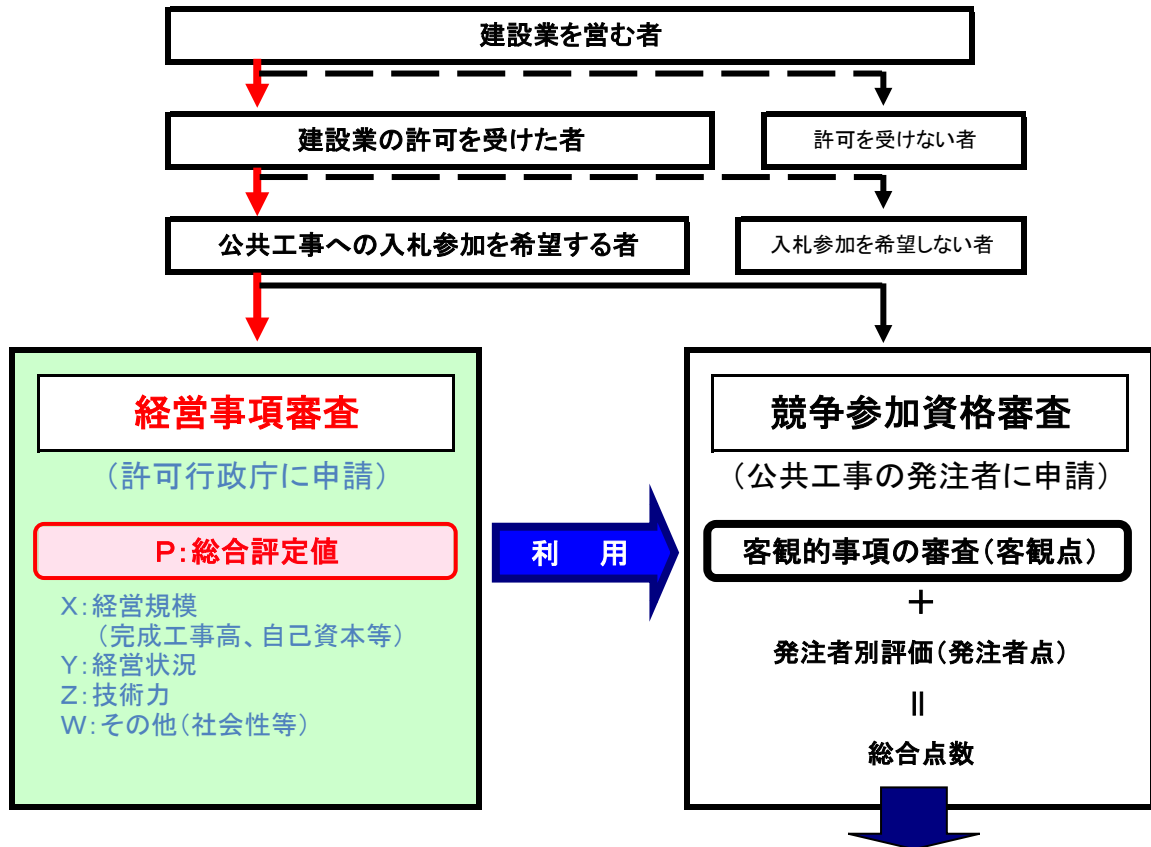
国、地方公共団体などが発注する公共工事を直接請け負おうとする場合には、必ず受けておかなければいけないとされている審査制度です。

公共工事の各発注機関は、競争入札に参加しようとする建設業者についての資格審査を行うこととされています。

この資格審査にあたっては、欠格要件に該当しないかを審査した上で、「客観的事項」と「発注者別評価」の審査結果を点数化（総合点数）して、格付けが行われています。このうちの「客観的事項」にあたる審査が「経営事項審査」です。

この『経営事項審査』は、どの発注機関が行っても同一の結果となるべきものですので、特定の第三者が統一的に一定基準に基づいて審査を行うことが効率的です。また、この審査自体が建設業行政とも密接に関連していることから、建設業法により建設業許可に係る許可行政庁が審査を実施することとされています。

建設業者と経営事項審査の関係



公共工事の多様性を踏まえて、客観点及び発注者点により、総合点数を算出し、発注標準(規模・工種などにより市場をグルーピングしたもの)に適合する企業を仕分ける(格付)

『経営事項審査』の対象となる公共工事は？

建設業法（抄）（昭和24年5月24日 法律第100号）

第27条の23 公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。

建設業法施行令（抄）

第44条 法第27条の23第1項の政令で定める建設工事は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又はこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める法人が発注者であり、かつ、工事1件の請負代金の額が500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、1500万円）以上のものであって、次に掲げる建設工事以外のものとする。

1 堤防の欠壊、道路の埋没、電気設備の故障その他施設又は工作物の破壊、埋没等で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれのあるものによって必要を生じた応急の建設工事

2 前号に掲げるもののほか、経営事項審査を受けていない建設業者が発注者から直接請け負うことについて緊急の必要その他やむを得ない事情があるものとして国土交通大臣が指定する建設工事

建設業法施行規則（抄）

第18条 令第27条の13の国土交通省令で定める法人は、公益財団法人JKA、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、首都高速道路株式会社、消防団員等公務災害補償等共済基金、新関西国際空港株式会社、地方競馬全国協会、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、東京地下鉄株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和61年法律第45号）第2条第1項に規定する東京湾横断道路建設事業者、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人農業者年金基金、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、日本私立学校振興・共済事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第1条第1項に規定する会社及び同条第2項に規定する地域会社、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社並びに、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和61年法律第88号）第1条第3項に規定する会社とする。

I. 経営事項審査制度の概要

審査基準日は直前の決算日

【2】審査基準日

経営事項審査では、原則として**申請をする日の直前の事業年度終了日(直前の決算日)**が審査基準日となります。

審査基準日は直前の事業年度の終了日であるため、申請時に既に新しい審査基準日を迎えている場合、従前の審査基準日では審査を受けることはできません。

【3】有効期間

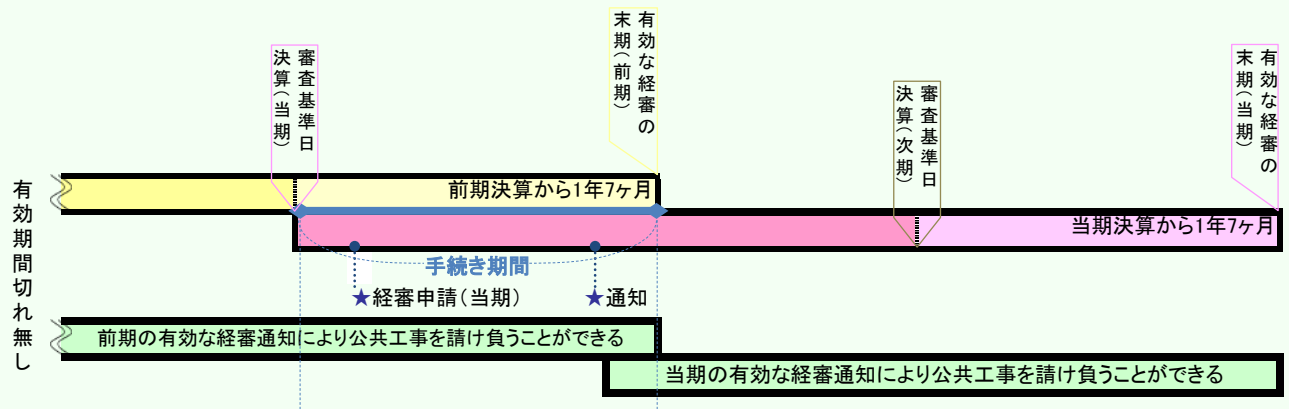
経営事項審査の**有効期間**は、結果通知書(経営事項審査)を受領した後、その経営事項審査の**審査基準日から1年7ヶ月の間**です。

この「1年7ヶ月」の期間は、審査基準日から起算されるものであり、結果通知書を受け取ってから期間ではありません。

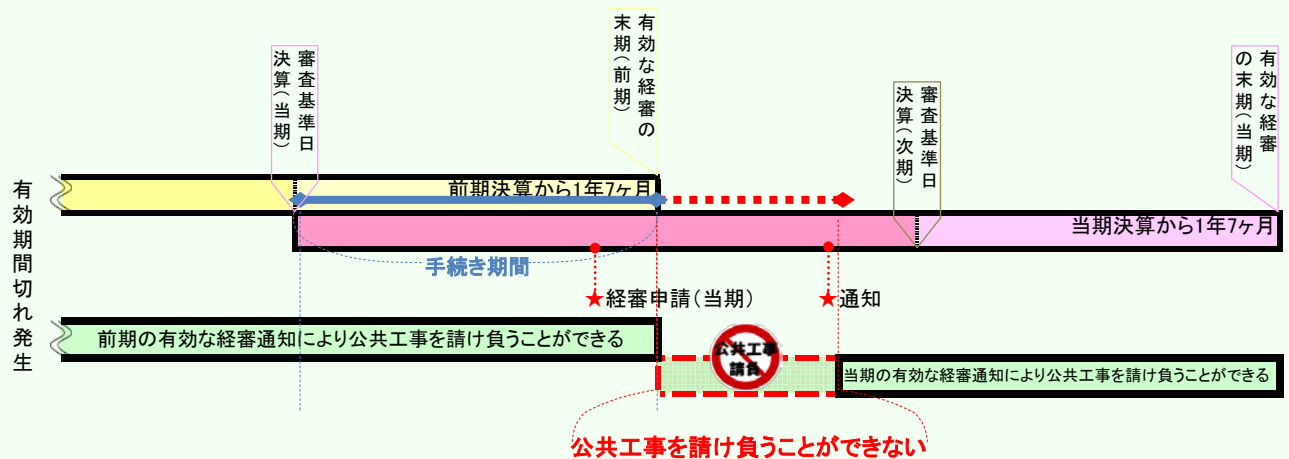
公共工事の受注(発注者と契約を締結すること)には、契約締結日の1年7ヶ月前以降の決算日を基準日とする経営事項審査を受け、**その結果通知書の交付を受けていることが必要**です。これは、公共工事発注者の入札参加資格の有無とは関係なく、公共工事の受注そのものに対し義務付けられるものです。

従って、毎年公共工事を直接請け負おうとする場合は、有効期間が切れ目なく継続するよう、毎年決算後速やかに経営事項審査を受ける必要があります。

●有効期間が切れ目なく継続するケース(通常)



●有効期間が切れてしまう(公共工事を請け負うことができない期間が生じる)ケース



申請を怠ると、公共工事の発注者と請負契約を締結することができなくなります。!

『経営事項審査』の受審の時期は?

Point

建設業法施行規則(抄)

第18条の2 法第27条の2第1項の建設業者は、同項の建設工事について発注者と請負契約を締結する日の1年7ヶ月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならない。

■有効期間を切れ目なく継続するためには……

毎年、**決算終了後4ヶ月以内を目安**に経営事項審査を申請して下さい。(3月決算の会社であれば7月末を目安に申請) また、申請するにあたり、事前に建設業許可に係る決算の『変更届出書』の提出を必ず行って下さい。

2. 経営事項審査の仕組み

経営事項審査は、次に掲げる事項について、数値による評価をして行います。(建設業法第27条の23第2項)

1) 経営状況

2) 経営規模等

「経営規模等」って？

「経営状況」(Y)以外の客観的事項を言います。
具体的には、「経営規模」(X)、「技術力」(Z)及び「社会性等」(W)から構成されています。

国土交通大臣又は都道府県知事は、上記2)「経営規模等」に係る評価(経営規模等評価)の申請をした建設業者から請求があった場合には、上記1)「経営状況」に関する分析(経営状況分析)の結果に係る数値と経営規模等評価の結果に係る数値を用いて、客観的事項の全体についての評定結果に係る数値を通知しなければなりませんとされています。この客観的事項全体に係る数値を『総合評定値(P)』と言います。



■経営事項審査

$$\text{「経営状況分析」結果(Y)} + \text{「経営規模等評価」結果(X・Z・W)} = \text{「総合評定値」(P)}$$

3. 総合評定値(P)の算出方法等

客観的事項全体に係る数値である「総合評定値(P)」の算式、及び各審査項目ごとのウエイト等は、以下のようになっています。

(令和3年4月1日以降)

項目区分		審査項目	最高点	最低点	ウエイト	審査機関
経営規模等	経営規模	X ₁ 完成工事高(許可業種別)	2,309	397	0.25	許可行政庁
		X ₂ 自己資本額 利払前税引前償却前利益の額	2,280	454	0.15	
	技術力	Z 技術職員数(許可業種別) 元請完成工事高(許可業種別)	2,441	456	0.25	
	その他の審査項目(社会性等)	W ①労働福祉の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧ISOの取得状況 ⑨若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況 ⑩知識及び技能又は技能の向上に関する取組の状況	2,061	▲1,995	0.15	
経営状況	経営状況	Y ①負債抵抗力 { 純支払利息比率 負債回転期間 } ②収益性・効率性 { 総資本売上総利益率 売上高経常利益率 } ③財務健全性 { 自己資本対固定資産比率 自己資本比率 } ④絶対的力量 { 営業キャッシュ・フロー 利益剰余金 }	1,595	0	0.20	登録経営状況 分析機関 (p21参照)

総合評定値(P)は、次の算式により算出します。(小数点以下第1位四捨五入)

$$\text{総合評定値(P)} = 0.25(X_1) + 0.15(X_2) + 0.20(Y) + 0.25(Z) + 0.15(W)$$

総合評定値(P)の点数

最高点
2,157

最低点
▲18